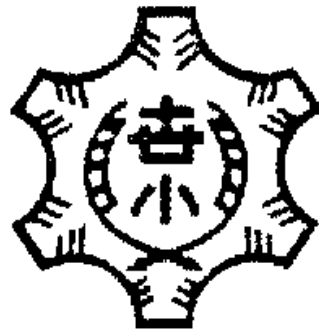




いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月

常陸太田市立世矢小学校

平成 27 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月

策定
一部改訂

1 基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 H25.9.28 施行）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

◇ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「**重大事態**」という。

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

(2) 学校及び教職員の責務及びいじめの基本的な認識

①教職員の責務

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切に対処し、さらにその早期解消及び再発防止に努めるものとする。

②いじめの基本的な認識

- (ア) いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (イ) いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- (ウ) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (エ) いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (オ) いじめは、その行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (カ) いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (キ) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- (ク) いじめは、学校・家庭・地域社会等、すべての関係機関がそれぞれの役割を果たし、一体となって、取り組む問題である。

(3) いじめの早期発見・予防について

①相談体制の充実

- (ア) 生徒指導協議会の開催（週1回）
- (イ) スクールカウンセラー及び関係機関等との情報交換
- (ウ) 生活アンケート・教育相談の実施（月に1回）

②小さなサインを見逃さない

- ・児童と学級担任との絆づくり（構成的エンカウンター、道徳、人権教育等の充実）
- ・Q Uの実施（年2回）
- ・保護者との関係づくり（各種たよりや懇談会、面談等での情報発信・情報共有）
- ・保護者アンケートの実施（年2回）
- ・教職員皆で児童の成長を見守る雰囲気、体制づくり、研修の充実

③警察等、関係機関との連携

④インターネットを通じたいじめへの予防策としての家庭への啓発、ルールづくりの推進

2 いじめ予防及び早期発見のための組織と施策

●教職員の通常の取組

- ・週1回 生徒指導協議会での情報交換（職員集会時）
- ・月1回 生活アンケート及び教育相談の実施
- ・道徳、人権教育の実施
- ・スクールカウンセラー等関係機関との連携

●いじめ対策連絡会の開催

開催日：月1回職員集会時

構成：全職員

- 活動：①未然防止・早期発見の取組
②生活アンケート・教育相談の結果・対応報告
③各学級の状況報告

いじめの認知

（重大事態を含む）

ケース会議の開催

校長・教頭・教務・生徒指導
養護教諭・担任・特支コ 等

いじめ問題対策会議

開催日：いじめを認知した時点で、速やかに開催する。そして、事態収束まで開催する。

構成：校長 教頭 教務 生徒指導主事 養護教諭 学級担任 その他

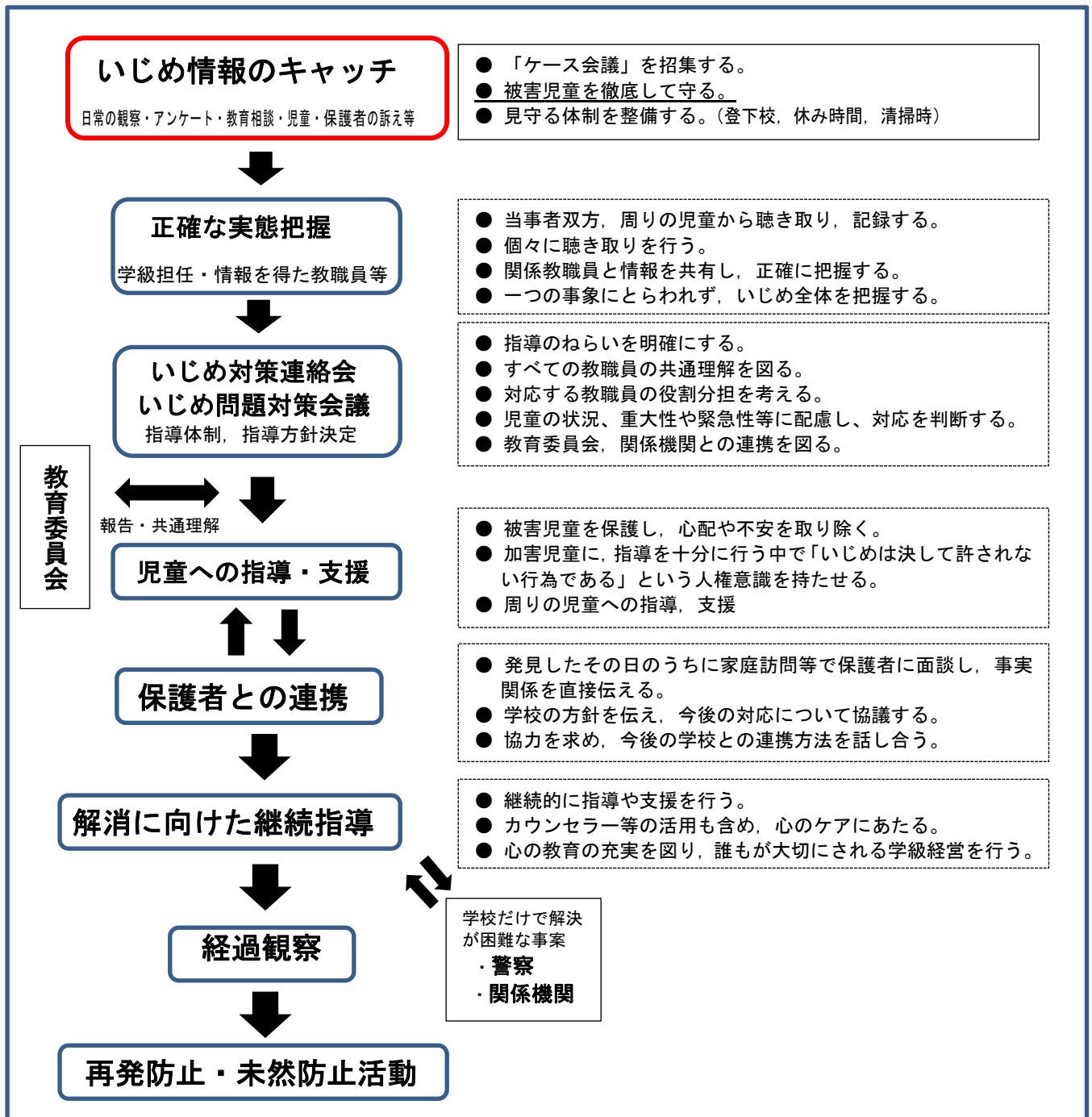
内容

- ① 事実関係の正確な調査・把握と教育委員会への報告
- ② 被害者、加害者または全体に対して、具体的な指導方針を検討
- ③ 保護者と連携を取りながら、いじめの解決指導
- ④ 関係機関（教育委員会、警察、児童相談所等）と連携を取りながらいじめの解決指導

3 いじめ予防のための校内活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談活動	随時実施 教育相談（児童と担任、児童と養護教諭等）、個別面談（保護者と児童）、家庭訪問、特別支援相談、SC											
	懇談会			個別面談							懇談会	
調査活動	毎月第1週目 生活アンケートの実施・全員面談の実施											
			3～6年 QU実施					3～6年 QU実施				
児童主体の 教育活動	全ての教育活動（特に道徳 教科 特活 運営委員会 縦割り班活動等の機会を生かす）											
	入学式	運動会						人権集会				6年生を送る会 卒業式
職員研修	毎週集会時：生徒指導協議会 毎月集会後：いじめ対策連絡会 随時：ケース会議											
	配慮を要する児童 についての情報交換		生徒指導研修	配慮を要する児童 についての情報交換	生徒指導研修			生徒指導研修	配慮を要する児童 についての情報交換			児童の引継

4 いじめが起きた時の措置



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめ情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、その日のうちに対応することを基本とする。

把握すべき情報例

※ファイルに必ず記載し、次年度に引き継げるようにしておくこと

- ◆ 誰が誰をいじめているのか? 加害者と被害者の確認
- ◆ いつ、どこで起こったのか? 時間と場所の確認
- ◆ どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? . . . 内容
- ◆ いじめのきっかけは何か? 背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか? 期間

要注意 : 被害児童・加害児童の個人情報、その取扱いに十分注意すること

5 重大事態が起きた時の措置

重大事態の発生

※いじめ防止対策推進法第28条第1項

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合）
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合）
- ※児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し出があったとき



「疑い」の時点で市教委に報告する

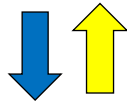
常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会の設置 ※R2.4.1～

構成員：市教委が委嘱又は任命した教職員，児童相談所職員，警察署職員，市職員等
協議内容：事案関係の調査，被害児童及び保護者への情報の提供，関係機関等との連携

常陸太田市いじめ調査委員会の設置 ※R2.4.1～

構成員：市教委が委嘱又は任命した教育，法律，心理等についての専門知識及び経験を有する者
調査内容：重大事態に係る事実関係の調査

学 校

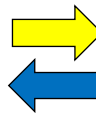


◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に計画にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
※これまでに学校が先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施し、資料等の提出を行う。

◇ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

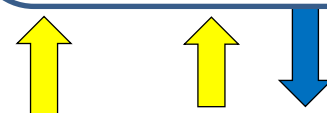
※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
※調査に先立ち、アンケート実施について、その旨を在校生や保護者に説明する等の措置が必要。



被害児童及びその保護者

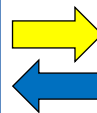
資料開示，児童の保護

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。



常陸太田市いじめ再調査委員会の設置 ※R2.4.1～

構成員：市教委が委嘱又は任命した当該事案の関係者と直接の関係又は特別の利害関係を有しない教育，法律，心理等についての専門知識及び経験を有する者
調査内容：調査結果についての再調査を行う。



調査結果を踏まえた必要な措置